

次の文章を読んで、後記の問（１）及び問（２）に解答しなさい。

(事実 I)

1. Aは、自己の所有する甲土地を売却したいと考え、不動産取引に詳しいBに相談した。
2. Bは不動産業を営むCに連絡を取り「甲土地を所有者のAが売りたいと言っている。現在の相場は6000万円程度だが、甲土地のすぐそばに来年地下鉄の新駅ができることがわかっている。そうなれば、1億円はくだらないだろう」と告げた。BはCから3000万円近い借金をしていたため「私が甲土地には、基準値以上のフッ素が残留しているとウソを伝えて、3000万円で売却するようAに言うから、それで売買がうまくいけば、借金をチャラにして欲しい」と述べたところ、Cは了承した。
3. Bは2024年4月10日、Aの自宅を訪問して「甲土地には以前近隣にあった工場からの排水の影響で、基準値を上回るフッ素が残留しているから普通なら売り物にならないが、Cさんが3000万円なら買ってもいいと言っている」と述べ、偽造した甲土地の検査結果をAに示した。AはBの言を信用して、2024年4月20日、Cの営業所を訪ねて、甲土地を売買代金3000万円とする内容の売買契約を締結し（以下「本件売買契約」という。）、同年4月26日に代金と引換えに同日付で甲土地につきAからCへの所有権移転登記をおこなうこととした。
4. Aは、代金の受け取りと登記移転をBに任せることにし、2024年4月26日にBがCの事務所に出向き、代金の支払いと引換えにAの作成した3000万円の受領証をCに交付するとともに、移転登記申請書を作成して、同日移転登記の申請を済ませた。BはAに対して「3000万円は、登記が完全に移転するまではなにかあっても困るので、自分が預かっておく」と言ったまま姿を消し、AはBと連絡をとることができなくなった。
5. 2024年7月10日、Aの親戚のDがAのもとを訪れた際、Bから代金が受け取れなくなったことをDに相談したところ、Dは「甲土地の近くに昔あった工場ではフッ素は使っておらず、汚染されているはずがない」と述べた。不審に思ったAが、専門家に鑑定を依頼したところ、甲土地はフッ素で汚染されている事実はいなかった。
6. 2024年8月20日、Aが甲土地を見に行ったところ、甲土地は既に駐車場として整備されており、Cは1か月あたり、40万円の収益を上げていることがわかった。AはDと相談し、本件売買契約を詐欺により取り消し、土地の返還と移転登記の

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(民法)

抹消、さらに土地の返還までの駐車場の収益金の返還を求める旨の内容証明郵便をC宛に発信し、2024年8月25日にCのもとに配達された。これを受け取ったCは、支払った代金3000万円の返還を受けるまで、Aの要求に応ずることはできないとAに対して述べた。

問(1)(配点:60点)

事実6記載のAのCに対する請求は認められるか検討しなさい。その際、Aの請求に対するCの反論はどのような法的意味を持つか、またCの反論は認められるかについても述べること。

(事実 II)

(事実 I) 1～6に続いて、以下の事実があった。

7. 2024年9月はじめころ、AとCは直接話しあい、Cは甲土地の所有権移転登記を抹消した上で土地の返還に応じ、Aが駐車場の経営を引き継ぐこと、AとCは互いに土地の売買代金及び駐車場の収益金の返還は求めないことで合意した。
8. 2024年10月から、Aは甲土地で月極駐車場を経営することとなった。当初順調に収益を上げていたが、2024年12月1日、甲土地の駐車スペースに契約をしていない自動車乙が駐車しているのを発見した。
9. Aは早速自動車乙に駐車場から自動車乙を移動するよう張り紙をしたが、まったく応答がないので、専門家に依頼して自動車乙の持ち主等を調査したところ、自動車乙の所有者として登録されているのはE信販会社であり、使用者は自動車ローンで自動車乙を購入したFであることが分かった。
10. FはE信販会社でローンを組んで自動車乙を購入する際に、E社が自動車乙の売主に代金を立替払いし、FがEに負う償還債務を毎月末ごとに24回払いで返済することを約定し、これを完済するまでは自動車乙の所有権はE社が留保すること、またFが一度でも月末の支払いができなかった場合には当然に残額全部について支払う義務が生じ、自動車乙の所有権はE社が確定的に取得することが約定されていた。
11. AがE社に問い合わせたところ、Fは2024年11月末日のローンの支払いをしておらず、携帯電話に連絡を取ってもつながらず、自宅にも帰っていないという

2026年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(民 法)

話であった。

12. 2025年1月31日、AはE社に対して自動車乙を移動すること（請求1）、
及び2025年2月1日から自動車乙を移動するまでの駐車代金相当額の支払い
（請求2）を求めた。

問（2）（配点：40点）

AのE社に対する請求1及び請求2は認められるか検討しなさい。検討に際しては、
それぞれの請求の根拠は何であるか示した上で、理由を付して結論を述べること。